

# 一般社団法人四日市市文化協会定款施行規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 一般社団法人四日市市文化協会定款施行規則（以下「施行規則」という。）は、一般社団法人四日市市文化協会（以下「文化協会」という。）の事業運営の明確化、円滑化を図ることを目的とし、これを定める。

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第 2 条 会員は、定款第3条に定める文化協会の目的に賛同する文化団体の構成員及び個人並びに文化協会の事業に賛助する団体及び個人とし、定款第5条の規定により、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この文化協会の目的に賛同して入会した、四日市市内の各部門別芸術文化団体の構成員及び個人
- (2) 賛助会員 この文化協会の目的に賛同して、その事業又は運営等を援助する、個人又は団体

2 団体の構成員は次のとおりとする。

正会員構成員は文化協会に加盟した団体において主として活動している賛助会員以外の者をいう。

3 団体として加盟する文化団体は、構成員の多寡を問わず、原則として主たる活動の場所が四日市市内であることとし、個人会員は、四日市市内に居住又は勤務する者であることとする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

4 賛助会員は、四日市市内に居住又は勤務することの如何を問わない。

(団体加盟及び構成員の入会手続)

第 3 条 文化協会に加盟して会員になろうとする文化団体は、定款第6条の規定により次に定める必要書類を理事長に提出しなければならない。(様式1号)

- (1) 加盟申込書 団体の名称、事業内容、代表者氏名及び住所、電話等
- (2) 構成員名簿 氏名

2 文化協会の会員になろうとする個人の入会手続は、次に定める必要書類を理事長に提出しなければならない。(様式2号)

- (1) 入会申込書 氏名及び住所、電話等

3 提出された加盟申込書及び入会申込書は、理事会において審査し、諾否を決定する。この場合理事会は正当な理由なくして入会を拒んではならない。

(賛助会員の入会手続)

第 4 条 文化協会の賛助会員になろうとする者の入会手続は、次に定める必要書類を理事長に提出しなければならない。(様式3号)

- (1) 入会申込書 氏名及び住所、電話等。

2 提出された入会申込書は、理事会において審査し、諾否を決定する。この場合理事会は正当な理由なくして入会を拒んではならない。

3 入会に関する審査規程は別に定める。

(会員の呼称)

第 5 条 入会が承認された者(団体の構成員及び個人会員)には、文化協会の会員の呼称を認める。

(登録の変更)

第 6 条 加盟団体の代表者及び個人会員の氏名、住所、電話等が変更したときは所定の様式に従い、速やかに理事長に届け出なければならない。(様式 4 号)

(入会金及び会費)

第 7 条 定款第 7 条による入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 当分の間、これを徴収しない。

(2) 会費	団体	正会員構成員	1 人～10 人	5,000 円
(年額)		正会員構成員	11 人～50 人	10,000 円
		正会員構成員	51 人～100 人	15,000 円
		正会員構成員	101 人以上	20,000 円

※ただし、中学生以下の構成員は、会費徴収上は人数カウントしない。

個人会員(正会員)	2,000 円
賛助会員(団体)	1 口 10,000 円
賛助会員(個人)	1 口 5,000 円
名誉会員	会費を徴収しない

(会費の納入等)

第 8 条 加盟団体は、当該年度の構成員の会費を毎年 5 月 31 日までに文化協会に直接納付しなければならない。

2 個人である正会員は、当該年度の会費を毎年 5 月 31 日までに文化協会に直接納付しなければならない。

3 個人及び団体の賛助会員は、当該年度の会費を毎年 5 月 31 日までに文化協会に直接納付しなければならない。

(退会の手続)

第 9 条 加盟団体の退会手続は、所定の退会届を、所属団体を通じて理事長に提出しなければならない。(様式 5 号)

2 個人会員の退会手続は所定の退会届を理事長に提出しなければならない。(様式 6 号)

(除名の手続)

第 10 条 会員が定款第 9 条の規定に該当し、理事長がこれを除名しようとするときは、その会員にあらかじめ所定の様式に従い通知すると共に当該会員の除名を諮る社員総会(以下「会員総会」を表し、単に「総会」という。)において議決前に弁明の機会を与えなければならない。(様式 7 号)

2 除名の議決は、総会出席者の 4 分の 3 以上の議決による。

## 第3章 役員

### 第1節 役員を選出

#### (役員の種類)

第11条 文化協会の役員とは、定款第19条の規定に従い、定款第20条によって選任された者であって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法律」という。）の規定する理事をいう。

#### (役員を選出)

第12条 法律の規定による理事及び監事の選任は総会で行う。（以下18条まで同様とする。）

#### (役員補充)

第13条 理事長は、任期中に役員に欠員が生じたときは、速やかに役員を補充を行わなくてはならない。補充役員を選考については前条の規定に準ずる。

2 前項の場合、総会の開催が困難なときは、理事会で承認を諮る。ただし、この場合次期総会において承認を受けるものとする。

#### (理事の辞任)

第14条 理事が、任期中の職務を継続遂行できない場合、当該理事または法定代理人は、速やかに辞任理由を付した「理事辞任届」を理事長に書面で提出しなければならない。理事会が、「理事辞任届」を受理する場合は、後任の職務を兼務する理事を選出しなければならない。（様式8号）

#### (理事の補充・増員)

第15条 理事に欠員があり、補充または増員する場合は、理事会が協議の上で候補者を推薦し、定款第20条第1項及び定款第23条に基づき、総会の議決により選任することができる。

2 前項の補充により選任された理事の任期は、定款第23条第4項に基づき、前任者の残任期間とする。

#### (理事長及び副理事長等の選任)

第16条 理事長の選任は、第11条第1項に定める理事の互選により選任する。なお理事長候補が複数の場合は、単記無記名投票によるものとする。上位得票者が過半数に至らない場合は、上位2名の候補者により決選投票を行う。

2 定款第20条第2項により、副理事長、常務理事及び常任理事の定数は理事会において決義する。

3 副理事長、常務理事及び常任理事の選任は、理事会において別に定める方法による。

4 理事長は、担当部門からの推薦により、担当部門運営委員（以下「運営委員」という。）を任命する。運営委員は文化協会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の構成員とする。

#### (兼任の禁止)

第17条 理事及び監事は、それぞれ兼任することはできない。

2 前条の役員は、顧問及び相談役に就任することはできない。

#### (役員任期)

第18条 役員任期は、定款第23条の規定による。

## 第 2 節 役員 の 職 務

### (役員の仕事)

第 19 条 役員の仕事は、定款第 21 条の規定によるもののほか、次の仕事を行うものとする。

- 2 理事長は、文化協会を代表するとともに理事会の議長になり、業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序によりその仕事を代行する。
- 4 常務理事は、文化協会の業務を統括する。
  - (1) 総会の議決に基づく日常業務遂行に関する事項
  - (2) 事業計画の遂行に関する各業務委員会との調整に関する事項
  - (3) 会議の開催に関する事項
  - (4) 予算の執行及び資産管理に関する事項
  - (5) 官公庁及び他団体との連絡調整に関する事項
  - (6) 事務局の統括
  - (7) その他、理事会で特に必要と認めた事項
- 5 常任理事は、理事会で議決された業務を分担処理するとともに、次の事項を処理する。
  - (1) 理事会より付託された事項
  - (2) 理事会で議決された事項の執行に関する事項
  - (3) 総会及び理事会に提出する議案の作成に関する事項
  - (4) 各種専門委員会委員の推薦に関する事項
  - (5) 什器備品及び固定資産の購入又は契約額 200,000 円を超えるものの取扱いに関する事項
  - (6) 当該会計年度内の収入で償還する短期借入金に関する事項
  - (7) その他、会務執行に必要な事項
- 6 理事は、理事会を構成し、定款に定めるもののほか、総会の権限に属さない事項の議決及び総会で議決された業務を分担し執行する。
- 7 監事は、定款第 22 条第 1 項に規定する業務を行う。

## 第 4 章 会 議

### (会議の種類)

第 20 条 文化協会に次の会議を置き、理事長がこれを招集する。

- 1 総 会 定款第 11 条に定める総会をいう
- 2 理 事 会 定款第 19 条によって選任された者であって、法律の規定する理事にて理事会を行う。
- 3 運営委員会 前項の理事及び第 16 条第 4 項により選任された運営委員で構成する。
- 4 その他会議 文化協会の業務遂行上、理事会が必要であると認めたときは、理事長がこれを招集する。

### (議決事項)

第 21 条 各会議の権能は、次のとおりとする。

- 1 総会は、文化協会の定款で定めるもののほか、文化協会の運営に関する重要事項を

議決する。

2 理事会は、文化協会の定款で定めるもののほか、

(1) 総会に付託すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

3 運営委員会は、文化協会の運営に関する事項について、運営委員の意見を集約すると共に、理事長の指導及び勧告に従い、各事案について審議する。

(会議の運営等)

第22条 会議の議事運営については、別に定める会議規程によるものとする。

## 第 5 章 各 委 員 会

(設置等)

第23条 文化協会の定款第41条の規定により、理事長は、理事会の決議を経て、各委員会を設ける事ができる。

2 各委員会の組織及び運営は、別に定める委員会規程によるものとする。

## 第 6 章 部 門

(設置等)

第24条 事業の推進を円滑に行うため文化団体を次の部門に区分し、それぞれ該当する部門に所属するものとする。

(部 門) 本協会に次の部門を置く。

(1) 文芸

(2) 美術

(3) 邦楽

(4) 能楽

(5) 合唱

(6) 洋楽

(7) 演劇

(8) 舞踊Ⅰ

(9) 舞踊Ⅱ

(10) 舞踊Ⅲ

(11) 洋舞

(12) 芸能

(13) 茶道

(14) 華道

(15) 生活文化

(16) 趣味教養

(17) 文化交流

(18) 地域文化

(19) 子ども文化

(20) コラボ

(21) 個人

2 必要に応じて部門の統廃合を行うものとし、部門間の移動は、運営委員会の承認を得なければならない。

(運営委員の選任)

第25条 各部門にそれぞれ運営委員を置く。

2 運営委員の選任は、各部門別参加団体の代表者の互選による推薦とし、理事長がこれを任命する。

(運営委員の任務)

第26条 運営委員は、それぞれ部門を統括するとともに必要に応じて部門会議を開催し、意見要望の集約、伝達事項の徹底、活動内容の把握等に努めるものとする。

2 運営委員は運営委員会の構成員として会議に出席する。

## 第 7 章 事 務 局

(設置等)

第27条 文化協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務職員の任免は、理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営上必要な事項は、別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第28条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かななくてはならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿

(4) 運営委員の名簿

(5) 許可、認可等及び登記に関する書類

(6) 定款に定める機関の議事に関する書類

(7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(8) 財産及び負債の状況を示す書類

(9) その他必要な帳簿及び書類

(会計及び事務処理規程)

第29条 事務局の会計及び事務処理規程は、別に定める。

## 第 8 章 慶 弔 及 び 表 彰

(慶弔)

第30条 慶弔については、別に定める四日市市文化協会慶弔規程によるものとする。

(会員顕彰)

第31条 会員顕彰については、別に定める四日市市文化協会会員顕彰規程によるものとする。

## 第 9 章 補 則

(規則の改廃)

第32条 この施行規則の改廃は、理事会の議決による。

(未決事項)

第33条 この施行規則に定めのない事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 附 則

- 1 この施行規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この施行規則は、平成28年4月1日から改正施行する。

[別紙]

運営組織

会議

